

広島県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道草深古市松永線	尾道市浦崎町字立木一三七七番一地从ら尾道市浦崎町字立木一三七八番一地从先まで	平成二十七年二月二十六日